



2023年3月7日

各 位

会 社 名 ダブル・スコープ株式会社
代表者名 代表取締役社長 崔 元 根
(コード番号 6619 東証プライム)
問合せ先 取締役 大内 秀 雄
(<https://w-scope.co.jp/ir/contact.html>)

事業年度の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年3月30日開催予定の第18期定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、事業年度（決算期）の変更及び定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事業年度変更の理由

当社の事業年度は毎年1月1日から12月31日までとしておりますが、2022年9月1日に施行された改正会社法による決算早期化や、韓国子会社の株式上場による決算手続きの増加に対応するため、当社の事業年度を1か月繰下げて連結決算の効率性と開示情報の正確性を確保することを目的として、現行定款第40条（事業年度）を変更し、事業年度を毎年2月1日から翌年1月31日までとするとともに、現行定款第12条（基準日）、第41条（期末配当金）及び第42条（中間配当金）につき、これに伴う所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴う経過措置として、附則を新設するものであります。

2. 事業年度変更の内容

現 在： 毎年12月31日

変更後： 毎年 1月31日

事業年度（決算期）変更の経過期間となる第19期は、2023年1月1日から2024年1月31日までの13か月間となる予定です。

3. 今後の見通し

2023年3月30日に開催予定の第18期定時株主総会で承認されることを条件として、事業年度を12月31日から翌年1月31日に変更する予定としております。事業年度変更の経過期間となる2024年1月期（第19期）の中間決算日は、2023年6月30日とする予定です。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

事業年度（決算期）の変更に伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示す)

現 行	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
(基準日)	(基準日)
第12条 当社は、毎年 <u>12月31日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第12条 当社は、毎年 <u>1月31日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。	2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。
第7章 計 算	第7章 計 算
(事業年度)	(事業年度)
第40条 当社の事業年度は、毎年 <u>1月1日</u> から <u>12月31日</u> までとする。	第40条 当社の事業年度は、毎年 <u>2月1日</u> から <u>翌年1月31日</u> までとする。
(期末配当金)	(期末配当金)
第41条 当社は、株主総会の決議によって毎年 <u>12月31日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	第41条 当社は、株主総会の決議によって毎年 <u>1月31日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。
(中間配当金)	(中間配当金)
第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>6月30日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。	第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>7月31日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。

	附則
(新設)	<p><u>(事業年度変更に伴う取締役の任期に関する経過措置)</u></p> <p>第3条 第21条(取締役の任期)の規定にかかわらず、2022年3月30日開催の第17期定時株主総会において選任された監査等委員である取締役(補欠の監査等委員である取締役を含む)及び2023年3月30日開催の第18期定時株主総会において選任された取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、第19期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
(新設)	<p><u>(事業年度変更に伴う会計監査人の任期に関する経過措置)</u></p> <p>第4条 第38条(会計監査人の任期)の規定にかかわらず、2023年3月30日の第19期定時株主総会においてみなし再任された会計監査人の任期は、第19期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
(新設)	<p><u>(事業年度変更に伴う経過措置)</u></p> <p>第5条 第40条(事業年度)の規定にかかわらず、第19期事業年度は、2024年1月31日までの13ヵ月間とする。</p>
(新設)	<p><u>(事業年度変更に伴う中間配当に関する経過措置)</u></p> <p>第6条 第42条(中間配当金)の規定にかかわらず、第19期事業年度の中間配当の基準日は2023年6月30日とする。</p>
(新設)	<p>第7条 本附則第3条から本条までの規定は、第19期事業年度経過後は、これを削除する。</p>

5. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2023年3月30日
定款変更の効力発生日 2023年3月30日

以 上